

これからの審査

巻・頭・言

平成25年度 特許庁技術懇話会 副代表委員・編集委員長

土屋 真理子

FA11が達成されました。FA11は、知的財産推進計画2004で示された特許審査迅速化の数値目標で、2003年末時点でFA26である状況を「10年後(2013年)には、世界最高水準である11ヶ月とする」というものでした。これは、まさに、特許懇会員である特許庁技術系職員に課せられた課題ですが、当時のことを振り返ると、1999年の法改正で審査請求期間が7年から3年に短縮された上に示されたFA11というこの目標は、特許出願1件1件を丹念に審査する審査官の立場からすれば、どう頑張っても達成不可能な、高過ぎる目標に思えました。

しかし、知的財産基本法第14条にも表された政府の強い意志のもと、審査官一人一人が、FA11の達成を所与のものとし、10年間、でき得る限りの迅速適確な審査を続けた結果、今般ついにFA11という大目標を達成したのです。皆の力が一つなると不可能を可能にするような凄いことができるのだ、と思えた出来事でした。

特許懇誌は、その多くが審査官である特許懇会員の、知識、能力の向上に寄与し、審査等の実務に有益な情報を提供することを目的の一つとする媒体です。FA11達成まで後1年という時期に、特許懇誌を通じた情報発信をすることとなった平成25年度編集委員会には、特許懇会員の皆様がFA11達成後の知的財産行政を考えると役に立つ記事を掲載したい、との思いが常にありました。そのような思いから、270号の特集「サーチ」では、近年のサーチ環境の変化に対し、既に開始されていた特許庁や登録調査機関による取り組みを紹介し、同号には知的財産戦略本部による知的財産政策の10年計画である知的財産政策ビジョンについて寄稿いただきました。272号の特集「ASEAN」、270、271号の審査官交流、272号の

WIPOレポートは、海外特許庁との連携、国際的な審査協力の参考に、と意図したものでした。記事の多くは、ウェブサイト上、特許懇誌バックナンバー¹⁾の頁から読むことができますので、何かの折に見返していただけましたら幸甚です。

そして、特許懇273号は、FA11達成の節目に発行する号として、「特許の質」に焦点をあてて特集を企画しました。審査迅速化の大目標が達成され、品質ポリシー等が策定されて品質管理の体制がバージョンアップされた後の、まさに「特許の質」についての議論が活発化し始めた時点での特集で、本号だけで「特許の質」の何かが言い尽くせるようなものではとてもありませんが、特許庁・審査部の今後の審査の基本方針や、品質管理・審査・サーチ環境等の整備や国際協力の方向性、ユーザの特許活用の現場からの視点など、会員の皆様一人一人がこれからの審査に向けて「特許の質」を考える上でヒントとなる記事を掲載できたと自負しています。

「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していく、「世界最速かつ最高品質の知財システム」を実現する、といったこれからの目標に対し、私たちがどのように応えていけるのか、前途は計り知れませんが、審査の迅速性についてこの10年で常識を変えることができたように、「特許の質」、審査的的確性についても、これからの10年で、今は不可能としか思えないようなことを可能とすることができるのかも知れません。

さて、25年度編集委員会の活動は本号をもって終了です。ご執筆、ご協力いただいた皆様、ご愛読いただいた皆様にこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

1) www.tokugikon.jp/gikonshi/gikonshi-backnumber-frame.html